

情報提供

那医発第74号
令和4年5月16日

施設長 各位

那覇市医師会

会長 山城千秋

担当理事 白井和美



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「産業保健関係通知文の送付について」が届きましたので情報提供します。つきましては、当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願い致します。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

冲医発第192号(F)

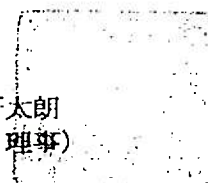
令和4年5月11日

地区医師会産業保健担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 玉城 研太郎

(産業保健担当理事)



産業保健関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会、中央労働災害防止協会及び沖縄労働局より、産業保健関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、第13次労働災害防止計画で掲げる目標達成のため、令和4年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項が定められ、当該対策の推進を強く求めるものとなっております。

②③は、「令和4年度全国安全週間実施要項」に基づき、7月1日から7月7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として「安全は急がず焦らず怠らず」をスローガンに、全国一斉に積極的な活動を行うこととされ安全意識の高揚と安全活動の着実な実行を呼び掛ける協力依頼となっております。

④は、第95回「全国安全週間」が全国的に展開される事から、それに関する図書、用品の案内となっております。

⑤は、「健康保険法」と「個人情報の保護に関する法律等」の一部改正に伴い、労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずるべき措置に関する指針が改正され、令和4年4月1日から適用される旨の案内となっております。

⑥は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、労働者の健康保持増進のための指針が改正され、令和4年4月1日から適用される旨の案内となっております。

⑦は、「建設アスベスト訴訟」の判決により、労働安全衛生法第22条の規定は労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨等とされた事から、労働者以外の者に対する保護措置を新たに定める労働安全衛生規則等の一部が改正され、令和5年4月1日から施行される旨の案内となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関へ、周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、添付資料は省略しておりますので、当文書は本会文書映像データ管理システムをご確認くださいようお願い申し上げます。

記

① 令和4年度における林業の安全対策の推進について

(令和4年4月25日 日医発第288号(健I))

- ② 令和4年度全国安全週間の実施について（協力依頼）
（令和4年4月25日 沖労発基0425第1号）
- ③ 令和4年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について
（令和4年4月26日 日医発第293号（健I））
- ④ 第95回「全国安全週間」図書・用品のご案内について
（令和4年4月吉日 中災防出版発第6号）
- ⑤ 「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」の周知について
（令和4年5月2日 日医発第309号（健I））
- ⑥ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について
（令和4年5月2日 日医発第310号（健I））
- ⑦ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について
（令和4年5月6日 日医発第322号（健I））

沖縄県医師会業務1課：野波、平木 TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089 E-mail：gl@okinawa.med.or.jp
